

研究活動上の 不正行為 防止のために

研究活動における不正行為は
社会の大きな問題となっています。
このリーフレットは不正行為とは何か?を知り、
不正行為を防止する目的で作成しています。

金城学院大学では、スクールモットー
「主を畏ることは知恵の初め。(箴言第1章7節)」をもとに真理を探求し、
すべての教育と研究の活動が展開されています。
(金城学院大学研究倫理指針前文より抜粋)

研究活動上の不正行為に関する告発窓口
大学事務部長

研究活動上の不正行為に関する相談窓口
大学事務部長

本リーフレットに関するお問い合わせ
総務部総務担当



研究活動上の不正行為とは What Is Research Misconduct?



捏造 Fabrication

存在しないデータ、
研究結果等を作成すること。
Making up data or research results, etc.



改ざん Falsification

研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、
データ、研究活動によって得られた結果等を
真正でないものに加工すること。

Manipulating research materials, equipment,
or processes to change data or results obtained
from research activities.



盗用 Plagiarism

他の研究者のアイディア、分析・解析方法、
データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の
了解又は適切な表示なく流用すること。

Appropriating the ideas, analyses, analytical
methods, data, research results, research paper(s),
or words of other researchers without obtaining
the permission of the researchers or giving
appropriate credit.

研究活動上の不正行為及び管理責任に対する措置

- 不正行為を行った研究者
- 不正行為に関与したとまでは認定されなかったものの、
基本的な注意義務を著しく怠った研究者

個人が受ける処分

- 研究費の一部もしくは全額返還
- 研究費への応募資格停止(1年~10年)
- 懲戒

研究機関が受ける処分

- 不正使用した「個人」に対する処分だけでなく、
研究機関も資金配分機関から処分を受けます。

文部科学省ガイドライン

「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」
Guidelines for Responding to Misconduct in Research/英語版
http://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/

本学の取組み

管理責任の明確化

研究機関としての管理責任を明確化するために学内関連規程および
管理体制を整備・公表しています。

学内関連規程

- 金城学院大学研究活動における不正行為への対応に関する規程

責任体制

- 最高管理責任者:学長
- 統括管理責任者:副学長
- 研究倫理教育責任者:学部長、研究科長及び研究所長

不正行為を事前に防止するための取り組み

学内関連規程を整備・公表すると共に、研究者向け研究倫理教育を定期的に実施し、
これを義務化しているほか、研究資料等の一定期間の保存を求めています。

学内関連規程

- 金城学院大学研究倫理指針
- 金城学院大学研究資料等の保存に関する規程

研究倫理教育教材

・日本学術振興会作成『科学の健全な発展のために—誠実な科学者の心得—』
For the Sound Development of Science -The Attitude of a Conscientious
Scientist- /英語版 →本リーフレットもこの教材を元に作成しています。

研究者の責務

●責任ある研究の推進

研究活動は信頼を基盤として成り立っています。研究、調査データの記録保存
や適切な取扱いを徹底するようにしてください。

●成果の適切な公表

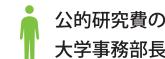
内容の信頼性の確保に向けて十分留意し、研究成果を公開するようにして
ください。

●法令等の遵守

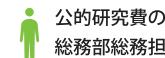
研究実施にあたっては、法令や関連規則、学内規程を遵守してください。
keywords安全管理・生命倫理の尊重・利益相反マネジメント・ハラスメントの
排除・個人情報の保護・著作権他

公的研究費の不正使用防止のために

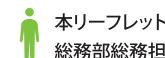
公的研究費を用いた研究を実施する場合は、
研究費が適切に使用され、
研究目的が達成されるよう、使途、事務手続き、
管理方法等が規定されたルールがあります。
このリーフレットは研究費の不正使用を未然に防ぐため、
不正使用の事例と本学の取組みを
理解していただく目的で作成しています。



公的研究費の不正使用に関する相談および通報窓口
大学事務部長



公的研究費の使用に関する相談窓口
総務部総務担当
研究者が公的研究費の使用に関する相談窓口を積極的に利用することで事例が蓄積され、コンプライアンス教育へフィードバックされます。



本リーフレットに関するお問い合わせ
総務部総務担当



公的研究費の不正使用例 Examples of Improper Use of Public Research Funds



カラ発注(預け金)

Improperity through fictitious orders and deposits

架空発注と預け金による不正:
架空発注により業者に預け金を行う行為は不正使用に該当します。

The practice of depositing money with a supplier for a fictitious order using the deposited money for improper purposes.



カラ謝金

Improperity through fictitious labor costs (honoraria)

架空人件費(謝金)による不正:
研究協力者に支払う給与について、実際よりも多い作業時間を出勤簿に記入して請求することは不正使用に該当します。

The practice of logging more hours than collaborators actually work and using the excess wages for improper purposes.



カラ出張

Improperity through fictitious travel and transportation expenses

架空旅費交通費による不正:
実際に要した金額以上の経費を申請することは水増し請求であり不正使用に該当します。

The practice of charging research funds in an amount more than the costs, and using the over-charged for improper purposes.

公的研究費の不正使用及び管理責任に対する措置

- 不正使用を行った研究者およびそれに共謀した研究者
- 不正な手段により研究費を受給した研究者およびそれに共謀した研究者
- 不正使用に直接関与していないが基本的な注意義務を著しく怠った研究者

個人が受ける処分

- 研究費の一部もしくは全額返還
- 研究費への応募資格停止(1年~10年)
- 懲戒

研究機関が受ける処分

不正使用した「個人」に対する処分だけでなく、研究機関も資金配分機関から処分を受けます。

文部科学省ガイドライン

「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」
http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/08122501.htm

本学の取組み

管理責任の明確化

研究機関としての管理責任を明確化するために学内関連規程および管理体制を整備・公表しています。

学内関連規程

- 金城学院大学公的研究費の管理・運営に関する規程
- 金城学院大学公的研究費の不正使用への対応に関する規程

責任体制

- 最高管理責任者:学長
- 統括管理責任者:大学事務部長
- コンプライアンス推進責任者:学部長及び総務部長

不正行為を事前に防止するための取り組み

研究者向けコンプライアンス教育を定期的に実施し、これを義務化しています。また公的研究費受給者に対しては不正を行わず、万一不正を行った場合には法的責任を負担する旨の誓約書を聴取しています。

コンプライアンス教育教材

- 文科省作成コンプライアンス教育コンテンツ『研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドラインについて(研究者向け)』→本リーフレットもこの教材を元に作成しています。

公的研究費の適正な運用と管理体制を整備するために、本学では不正防止計画を策定し、PDCAによる継続的な改善に努めています。

研究者の責務

公的研究費の適正な執行

公的な研究費は、適正な使用と管理をすることが求められます。不正使用は大学全体の信用の失墜につながる行為であることを忘れないでください。

法令等の遵守

研究実施にあたっては、法令や関連規則、学内規程を遵守してください。

文部科学省など公的研究費を配分する機関は、公的な研究費が研究機関において適切に使用されるためのルールを定めています。また、研究機関がそれぞれの属性や規模等に応じて独自に策定しているルールがあり、公的研究費による研究を実施するためには、これら両方のルールにしたがう必要があります。

Organizations such as MEXT that provide public research funds establish their own rules to ensure that their public research funds are appropriately used at the receiving research institutions. In addition, there are rules established by research institutions themselves based on their nature and scale. Both of these rule sets must be followed when conducting research using public research funds.